

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成29年6月29日

高知市長 殿

提出者

住 所 高松市サンポート2-1  
氏 名 大成建設(株)四国支店  
支店長 中屋 亮  
電話番号 087-825-3430

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高知県新図書館等複合施設工事 他
事業場の所在地	高知市追手筋2丁目1番12号 他
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	255億円(2016年度売上高)
③従業員数	189人(2017年6月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基礎工</div> ⇒              <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">躯体工</div> ⇒              <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">掘削工</div> ⇒              <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">設備工</div> ⇒              <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">仕上工</div> ⇒              <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">外溝工</div> </div> <p style="margin-top: 5px;"> <span style="margin-right: 100px;">〔建設汚泥〕</span> <span style="margin-right: 100px;">〔がれき類〕</span> <span style="margin-right: 100px;">〔がれき類〕</span> </p> <div style="margin-left: 100px; margin-right: 100px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス</li> <li>・コンクリートくず</li> <li>・廃プラスチック類</li> <li>・金属くず</li> <li>・木くず 紙くず</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">             (収集運搬・中間処理・再生・最終処分) 委 託 処 理         </div>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)  《別添1のとおり》			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（28年度）実績】 (別添2のとおり)		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 搬入材料の工場加工</li><li>・ 搬入資機材の梱包材料の削減</li><li>・ 代替型枠工法の採用</li><li>・ 塗装コンパネの使用による型枠転用率の向上</li></ul>		
②計画	【目標】 (別添3のとおり)		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 前年度実施した取組みを更に徹底するほか、施工計画時に廃棄物の発生量の少ない工法等の採用を検討し、実施可能な項目を採用する。</li></ul>		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建設廃棄物すべてを分別</li><li>・ 当社の「建設副産物処理要領書」により分別を徹底</li></ul>		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「①現状」に同じ</li></ul>		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（28年度）実績】                      (別添2のとおり)		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	1. 当社の「建設副産物処理要領書」による処理基準・委託基準の遵守 2. 環境データ管理システム（E-DAM）による作業所の廃棄物処理状況の把握と指導 3. 当社の「産業廃棄物指定業者制度」による優良業者の選定と業者に対する店社指導		

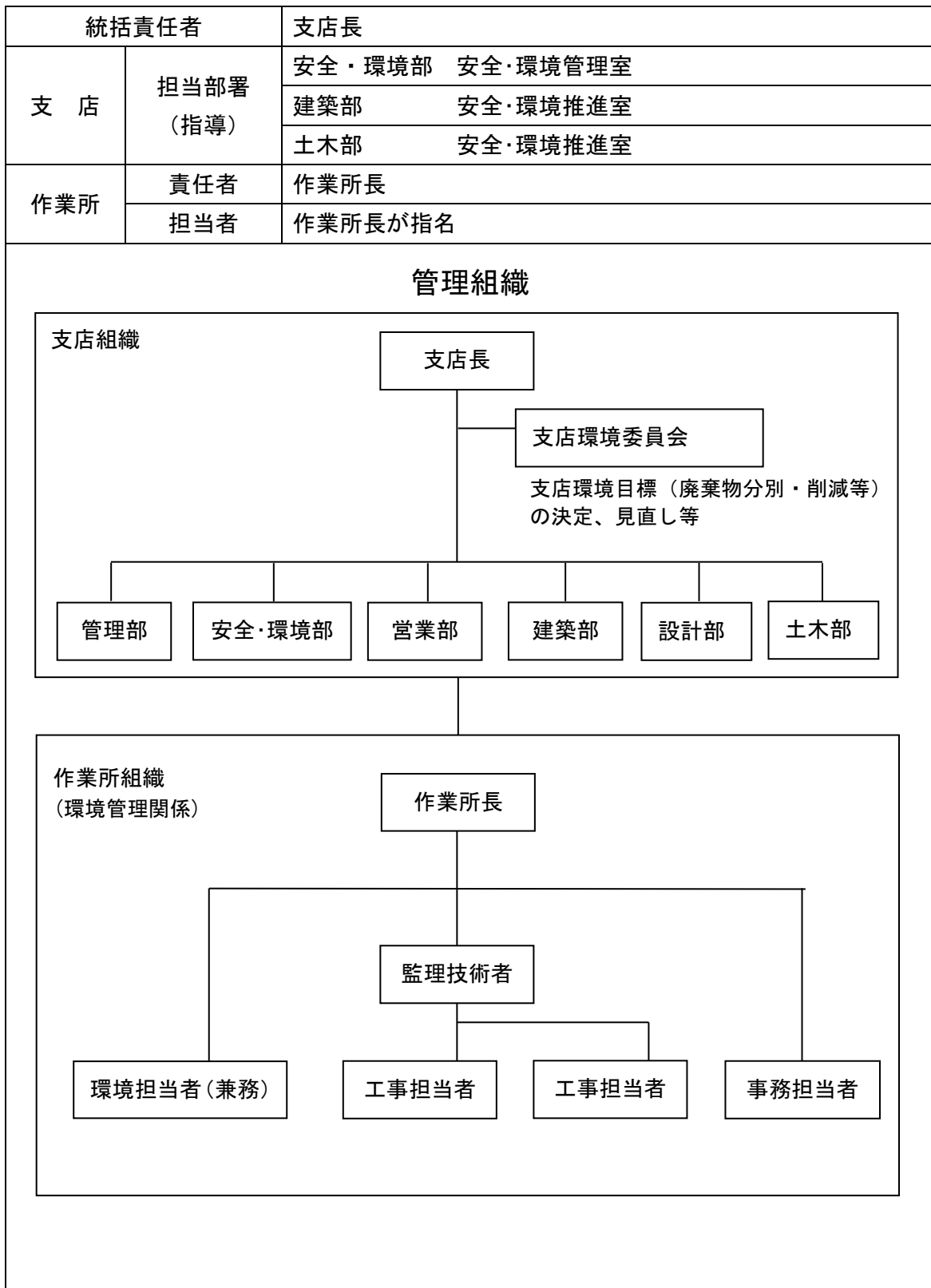
②計画	【目標】 (別添3のとおり)		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・「①現状」に記した事項の徹底		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



前年度(平成 28 年度)の実績

[単位 : t]

	①産業廃棄物排出量	②自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	③自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	④自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	⑥全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
がれき類	16,960					16,960		16,878		
ガラスくず及び陶磁器くず	2					2		2		
廃プラスチック類	18					18		18		
金属くず	18					18		18		
汚泥	1,614					1,614		1,614		
木くず	33					33		33		
紙くず	2					2		2		
繊維くず	1					1		0		
混合廃棄物	25					25		0		
合計	18,673					18,673		18,565		

(高知市)



## 本年度(平成 29 年度)の目標

[単位 : t]

	①産業廃棄物排出量	②自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	③自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	④自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	⑥全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
がれき類	2,000					2,000		2,000		
ガラスくず及び陶磁器くず	60					60		50		
廃プラスチック類	10					10		10		
金属くず	70					70		70		
汚泥	1,000					1,000		1,000		
木くず	100					100		100		
紙くず	5					5		5		
混合廃棄物	50					50		0		
合計	3,295					3,295		3,235		

(高知市)